**平成２９年（フ）第８４号**
千葉県船橋市三山４丁目28番22号
債務者　弘海　　覺
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１１０号**
千葉県市川市柏井町４丁目229番地９
債務者　大田原又郎
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１１１号**
千葉県市川市柏井町４丁目229番地９
債務者　大田原ひとみ
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１１２号**
千葉市中央区星久喜町802番地　プラスパー深山Ｉ一202号
債務者　小暮　浩子
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１２２号**
千葉市花見川区検見川町５丁目2387番地１
コーポ藤代203号
債務者　三好　　聡
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１３１号**
千葉県船橋市前原西２丁目29番11一108号
債務者　松本　祐始
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１４１号**
千葉県市川市富浜３丁目７番４一306号（ＴＥＣパレス行徳）
債務者　東海林　雪
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第２６号**
兵庫県姫路市神屋町３丁目29番地２　Ｓｍｉｌｅ神屋町Ｅａｓｔ104号
債務者　藤田　壽一
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２８年（フ）第２７３号**
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町石動2180番地１　フレアルーチェ吉野ヶ里Ｉ一102号
債務者　岡　　美香（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成29年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第３８号**
佐賀県鳥栖市轟木町1221番地４　ＳｕｎＢｏｎ黒木102
債務者　北島　篤志
1　決定年月日時　平成29年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第３８号**
青森県八戸市湊高台６丁目10番４号　コーポあけぼのＡ
債務者　若林　律子
1　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２９年（フ）第４１号**
青森県八戸市大字市川町字桔梗野上19番地312　ノースヒルズ７号室、前住所青森県八戸市大字市川町字桔梗野上33番地59　桔梗野ハイツＡ一６
債務者　植村しのぶ
1　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２９年（フ）第６号**
茨城県潮来市島須2311番地６
債務者　粉名内安子
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２９年（フ）第８号**
茨城県鹿嶋市大字粟生3122番地（小沼住宅８）
債務者　新井豊吉こと　朴　　豊吉
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２９年（フ）第９号**
茨城県潮来市日の出１丁目12番地42　日の出サンハイツ101
債務者　三田　由希
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２９年（フ）第２６号**
千葉県市川市高谷２丁目２番18一102号　（クレール市川）
債務者　山口かおり
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第３５号**
千葉県市原市ちはら台東９丁目11番地６　タムナスコート106
債務者　川島亜理沙（旧姓鈴木・大館）
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係